

審査要領

主体的な社会参画の力を育む指導の充実事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局教育課程課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局教育課程課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

主権者及び消費者の育成に係る指導の充実に 関する実践研究 の採択に係る審査基準

1. 審査方法

文部科学省に設置された「主体的な社会参画の力を育む指導の充実事業審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等による書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に係る追加資料の提出を求めることもある。

※「主権者及び消費者の育成に係る指導の充実に関する実践研究」は、「主体的な社会参画の力を育む指導の充実」に係る事業である。

2. 評価方法及び採択案件の決定方法

評価は、下記の評価項目ごとに次の評価基準による5段階評価を行い、審査委員が評価した結果の平均を各提案者の得点とする。また、自由記述による審査委員の意見を付する。

24点以上の得点を得た者のうち、指定の全体的なバランスを考慮した上で、予算の範囲内で、得点の高い順に採択案件を決定する。

【評価基準】

1 「(1) 事業全体に関する評価」及び「(2) 取組内容に関する評価」に係る評価は、以下の評価基準により5段階評価を行う。

7点 … 大変優れている。項目として評価が高い。

5点 … 優れている。項目として評価できる。

4点 … 普通である。項目の評価として普通。

3点 … やや劣っている。項目として評価が低い。

1点 … 劣っている。項目として評価できない。

2 「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価は、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点

・認定段階3＝2点

・プラチナえるぼし認定＝3点

- ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
 - ・ トライくるみん認定＝1.5点
 - ・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
 - ・ くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
 - ・ プラチナくるみん認定＝3点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ ユースエール認定＝2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

【評価項目】

(1) 事業全体に関する評価（各7点、計28点）

- ① 公募要領に示す事業の趣旨や内容を十分踏まえた内容となっている。
- ② 実践研究の実施計画が適切なスケジュールとなっている。
- ③ 実施計画の内容に対して、妥当な経費が示されている。
- ④ 実践研究の成果の検証方法が適切かつ妥当な手法となっている。

(2) 取組内容に関する評価（各7点、計14点）

- ① 実践研究で取り組むテーマについて明らかにするため、適切な実践内容、実践方法となっている。
- ② 実践研究の実施体制は適切な体制となっている。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（計3点）

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。